

特記仕様書

企画書の提出にあたっては、白川町学校給食センター調理等業務委託仕様書によるものの他、本特記仕様書に準じて行うものとする。

1、契約期間

令和9年度から令和10年度の2年間契約とする。

受託業者が交代した場合、令和9年4月からスムーズに交代ができるよう、令和9年1月から3月までの3ヶ月間を習熟期間とし、調整を行うこと。

2、習熟期間中の経費

受託者の習熟に必要な経費は受託者の負担とする。

3、業務体制

受託者における現状の調理及び配送等の業務体制は、責任者の他、調理(洗浄)専門業務9人、調理・配送業務5人、検収業務1人と配送業務1人で運営している。

受託者は、業務の安定的実施及び雇用の継続に配慮し、現に本業務に従事している調理員等について、特段の事情がない限り、引き続き雇用すること。

給与体系について、現在の調理員等を引き続き採用する場合は、支給水準を下げることなく、今以上の待遇向上を図るよう企画提案すること。モチベーション向上のため、調理師免許等の資格取得者等には、給与の増額や手当の支給等を考慮すること。

4、令和9年度からの配送先の変更について

令和9年度から白川小学校と蘇原小学校が統合し、白川中学校との併設が予定されている。令和9年4月からの配送先は、中学校2校、小学校3校、保育園4園となる。

5、配送車による配送案（令和9年度から）

白川地区

配達－白川中学校、白川小学校

回収－白川中学校、白川小学校

白川地区（保育園）

配達－白川保育園、白川北保育園

回収－白川保育園、白川北保育園

黒川地区

配達－黒川中学校、黒川小学校、黒川保育園

回収－黒川中学校、黒川小学校、黒川保育園

佐見地区

配達－佐見小学校、佐見保育園

回収－佐見小学校、佐見保育園

6、衛生管理

学校給食衛生管理基準（文部科学省）により、月 2 回の細菌検査に加えて、ノロウイルスの細菌検査も実施すること。